

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 保育所型認定こども園は、保育所であつて、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(施設設備)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、<u>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園</u>にあつては、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、知事が定める要件を満たす場合であつて、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うときに限り、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱による調理、保存等のため</p>	<p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 保育所型認定こども園は、保育所であつて、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(施設設備)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、知事が定める要件を満たす場合であつて、認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うときに限り、<u>当該認定こども園には調理室を設けないことができる。</u>この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱による調理、保存等のための設備を備えなければならない。</p>

の設備を備えなければならない。

8 [略]

8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。